

## 介護福祉士（介護等の業務）

No.	免除対象施設等	職 種
1	障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター、障害児入所施設（整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む）	入所者の保護に直接従事する職員（児童指導員、職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法に規定する病院として
2	身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設）、地域活動支援センターを行う事業所、障害者支援施設	主たる業務が介護等である者
3	救護施設、更生施設	介護職員
4	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム	介護職員
5	障害福祉サービス事業のうち共同生活介護	主たる業務が介護等である者
6	障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、重度障害者等包括支援、共同生活援助、療養介護を行う事業所	主たる業務が介護等である者
7	児童デイサービスを行っている事業所	主たる業務が介護等である者
8	指定訪問介護、指定介護予防訪問介護	訪問介護員等
9	指定通所介護、指定介護予防通所介護、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く）	介護職員
10	指定訪問入浴介護、指定介護予防訪問入浴介護	介護職員
11	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等
12	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員
13	指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設（老人デイサービスセンターを除く）	介護職員
14	指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護	介護従事者
15	指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護	介護従事者
16	指定複合型サービス	介護従業者

No.	免除対象施設等	職 種
17	指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	介護職員
18	指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	介護職員
19	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設	主たる業務が介護等の業務である者
20	サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者
21	指定介護療養型医療施設であって、療養病床等により構成される病棟、又は診療所	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
22	「老人病棟老人入院基本料（1～4）」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」、「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等	看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
23	病院又は診療所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
24	ハンセン病療養所	介護員等主たる業務が介護等の業務である者
25	—	家政婦のうち、主たる業務が介護等の業務である者
26	労災特別介護施設	介護職員
27	重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	入居者の保護に直接従事する職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く）
28	在宅重度障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
29	知的障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
30	身体障害者自立支援、生活サポートを行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
31	日中一時支援	主たる業務が介護等の業務である者
	訪問入浴サービス	介護職員
32	地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務である者
33	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
34	原子爆弾被爆者デイサービス事業、原子爆弾被爆者ショートステイ事業を行っている施設	介護職員
35	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
36	—	介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者